

## 令和7年度カーボンニュートラル推進分科会運営業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ、修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

令和7年度カーボンニュートラル推進分科会運営業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

### 3 目的

埼玉県（以下「県」という。）では、地球温暖化の影響の深刻化や国内外の情勢の変化を受け、地球温暖化対策を更に推進していくため、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を改正し、2050年の将来像としてカーボンニュートラルの実現を掲げるとともに、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減に引き上げたところである。

とりわけ、産業・業務部門においては県内企業の大半を占める中小企業でのCO<sub>2</sub>削減の取組は大変重要な課題である。

そこで、県内中小企業等のカーボンニュートラルに向けた主体的な取組と環境投資を促進するため、令和6年度に埼玉県SDGs官民連携プラットフォームに設置したカーボンニュートラル推進分科会を通じて次の事業を進めることとした。

これらの事業を円滑に運営するため、運営業務を委託する。

#### ①継続的な情報提供

セミナー等を通じた脱炭素経営の動向や最新ソリューションの共有

#### ②環境投資の取組促進

交流会による企業間の情報交換、設備業者等とのマッチング支援

#### ③中長期的なCN実現への取組支援

中小企業等の中長期的なCN実現に向けた自主的な実行計画の策定支援

### 【カーボンニュートラル推進分科会の概要】

- 1 埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム（事務局：県企画財政部計画調整課、以下「プラットフォーム」という。）は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、多様なステークホルダーの積極的な参画及び連携を推進することにより、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」を実現することを目的として、SDGsに関するシンポジウム・セミナー等の開催、SDGs関連イベントの広報・発信、参加団体の情報共有及び交流等の事業を行っている。令和7年3月現在、2,000を超える企業・団体等が入会。
- 2 プラットフォームには、特定の分野におけるテーマを会員間で検討する「分科会」を設置することができるとされており、令和6年度に、県内中小企業等のカーボンニュートラル推進をテーマとした分科会を設置した。
- 3 令和6年度に実施した事業は、以下のホームページ及びそのリンク先に示す。

【分科会HP】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/cnbunkakai.html>

【プラットフォームHP】※発表資料参照

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs\\_12kaisinnpoziomusankasyayousiryou.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/sdgs_12kaisinnpoziomusankasyayousiryou.html)

#### 4 委託業務の内容

##### (1) セミナー&交流会の開催・運営

カーボンニュートラルの動向や最新ソリューションを共有するため、セミナー&交流会を3回程度行う。

受託者はセミナー&交流会の企画・運営を主体的に行う。実施に当たっては次の点に留意する。

ア 参加者各回100名以上の規模で、以下の内容を盛り込み、効果的な情報発信、情報共有、参加者の交流の機会となるよう、企画し、実施する。

- ・基調講演
- ・企業の取組事例の発表
- ・交流会（セミナーと別開催としても可）

イ 日時、内容は、県と協議の上決定する。

ウ 実施方法は内容に応じて効果的なものを採用すること。実施方法に応じて会場や機材の確保等を行い、費用は受託者の負担とする。

エ セミナーのテーマは、開催を通じて一体感があり、中小企業等の脱炭素経営、省エネ・再エネなど経営者の意識改革や社内の機運醸成・人材育成に資するものとする。参考として、令和6年度開催のアンケート結果を別紙に示す。

オ 事例発表する企業は、基調講演の内容との親和性を考慮した上で決定すること。

カ セミナーや交流会を通じて、参加者相互の情報交換、脱炭素に資する製品・サービスを持つ企業と参加者とのマッチングが促進されるよう工夫すること。

キ 受託者は参加者の募集を主体的に行う。募集に当たっては広報用のチラシを作成し、費用は受託者の負担とする。募集の方法について県と協議し、県は、県ホームページでの募集告知等、募集に協力する。

ク 資料、参加者アンケート等の配布物は、できる限りペーパーレスとし、県と調整の上、受託者が作成、配布する。

ケ セミナー&交流会当日の会場設営、受付、進行、アンケートの実施、写真撮影等必要な業務を行う。

コ セミナー&交流会終了後、2週間以内に、実施報告書を電子データで提出する。

サ 実施報告書には、実施概要のほか、アンケート結果、当日の資料、参加者一覧及び記録写真を添付する。

##### (2) 分科会の開催補助

カーボンニュートラル推進分科会は、セミナー等のほか年3回程度を予定しているので、受託者は、開催補助を行うこと。

ア 分科会の日程調整、参加者の調整、出欠確認、会議の招集は県が行う。

イ 受託者は、(1) セミナー&交流会を含めてカーボンニュートラル推進につながるための年間事業計画案を作成するとともに、分科会の内容や進め方について企画提案すること。

ウ 実施方法に応じ、会場の確保等を行い、費用は受託者の負担とする。

エ 分科会開催に向け、カーボンニュートラルに関する優良事例、最新情報など必要な資料提供・作成等を行う。分科会にカーボンニュートラルや中小企業支援の知見を有する専門家を出席させ、適宜説明、助言を行う。(各回1名以上)

オ 分科会終了後、速やかに会議録を作成し、電子データで提出する。また、すべての分科会終了後、活動報告資料を取りまとめ、同様に提出すること。

### (3) 県による情報発信への協力

県が行う情報発信に協力するとともに、事例の発信のために独自に行うことがあれば提案すること。

- ・セミナーにおける事例発表など、県ホームページコンテンツ作成に係るデータ作成等の協力

- ・分科会会員やその他関連企業へ周知協力

- ・受託者のネットワークや広報媒体を活用した周知協力

その他、カーボンニュートラル推進につながるための独自の取組があれば提案すること。

### (4) 県との連絡調整

受託者は、県との連絡調整会議を実施するほか、必要に応じて打合せを行う。

### (5) ビジネスマッチングイベントへの出展補助

カーボンニュートラル推進分科会として、県内中小企業の脱炭素の取組促進、会員企業の情報発信、会員相互や来場者との交流等を目的として、彩の国ビジネスアリーナ(主催事務局：埼玉県産業振興公社)に出展を予定しているため、受託者は出展に向けた補助を行うこと。

ア 出展のエントリー手続きを行うこと。

イ 展示小間の数は、受託者の提案とし、出展料金は受託者の負担とする。

ウ 出展企業は、県が決定する。受託者は、出展企業の選定の考え方など、出典目的の実現に向けた助言を行うこと。

## 5 留意事項

(1) 受託者は本業務の履行に当たり、県と連携を密にしなければならない。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に県に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、業務を第三者に再委託する場合、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

- (4) 受託者及び本委託業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）について、本委託業務開始時に県に報告する。
- (9) 再生紙（グリーン購入法適合製品であり総合評価値80以上）の印刷用紙の使用に努める等、埼玉県グリーン調達推進方針を踏まえ、業務を実施する。
- (10) 受託者は、本委託業務終了後、引継ぎを適切に行うとともに、県にデータを提供する。
- (11) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合には、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議して、決定する。

## 6 委託料の支払い

- (1) 本業務に関する委託料の支払は、検査完了後の精算払いとする。
- (2) 本業務終了後、委託業務の実施により発生した収入がある場合など、返納すべき額があるときは、指定された期日までにその額を県に返納するものとする。

参考：令和6年度実施セミナーのアンケート結果



その他

- ・新規ビジネスへつなげる視点
- ・少人数企業の事例紹介
- ・SCOPE3 算定手法
- ・GHG 算定の仕組み



その他

- ・組織全体の無理解
- ・社内全体へ浸透できていない
- ・社内意識が低く社員教育等を通じてのレベル向上
- ・現場、経営層の協調性の不足
- ・省エネと経済性（収益）の関係性
- ・情報のアップデートが早く多く拾いきれない。
- ・十分な補助金情報
- ・炭素税などの具体性がないと進む方向が定まらない



その他

- ・ビジネスチャンスとして
- ・CSR
- ・環境保全活動
- ・国、県からの要請に備えて
- ・社員満足度向上
- ・社内からの声（ボトムアップ）